

表 利用する施設・サービスごとの無償化の範囲

利用する施設・サービス※ ¹ (公立・私立)	保育の必要性の認定※ ²	
	無し	有り
幼稚園(新制度移行済)、認定こども園短時部	無償 (預かり保育※ ³ は対象外)	無償 (預かり保育※ ³ は、 月額 11,300 円※ ⁴ まで無償)
幼稚園(新制度未移行)	月額 25,700 円まで無償	月額 25,700 円まで無償 (預かり保育※ ³ は、 月額 11,300 円※ ⁴ まで無償)
認可保育所、認定こども園長時部 地域型保育事業		無償※ ⁵
企業主導型保育事業施設		利用者負担相当分まで無償
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリーサポートセンター事業	対象外	月額 37,000 円※ ⁴ まで無償 (他の認可外保育施設等との併用可)

※¹ 幼稚園(新制度未移行)、預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業で無償化の対象になるものは、所在地の自治体が無償化の対象施設として確認されたものに限りです。

※² 「保育の必要性の認定」については、保護者からの申請手続が必要です。申請書に基づき、就労等の事由により保育を必要とする状況を市が確認し、認定します。

※³ 預かり保育の上限額は 11,300 円と日額単価 450 円×利用日数を比較し、どちらか低い方の額が無償化月額上限額になります。

※⁴ 記載の金額は 3 歳以上のお子様を利用した場合の無償化上限額です。3 歳未満で住民税非課税世帯のお子様については、それぞれの金額に 5,000 円を加えた額が無償化の上限額になります。

※⁵ 認可保育所や認定こども園長時部等の利用者が一時預かり事業や病児保育事業等を利用しても無償化の対象にはなりません。また、延長保育の利用料も無償化の対象外です。

※ 実費で徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は無償化の対象外です。